別記

熊本大学附属図書館貴重資料指定基準

I　貴重書

1　和書

イ　刊本

(1)　寛永以前(1643年以前)に印刷されたもの

(2)　正保以後(1644年以後)に印刷されたもののうち、伝本が少なく、稀覯書と認められるもの

(3)　正保以後に印刷されたもののうち、名家の書入れ等により、特に資料的価値があると認められるもの

(4)　正保以後に印刷された図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもので、稀覯書と認められるもの

ロ　写本

(1)　寛永以前に書写されたもの

(2)　正保以後に書写されたもののうち、伝写本が少なく、稀覯書と認められるもの

(3)　名家自筆の稿本及び書簡の類

(4)　名家手写本のうち、特に資料的価値があると認められるもの

(5)　名家の書入れ等により、特に資料的価値があると認められるもの

(6)　図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもの

(7)　公の記録若しくは公の文書類の原文又はこれに準ずるもので、資料的価値があると認められるもの

2　漢籍

イ　刊本

(1)　明代以前(1644年以前)に印刷されたもの

(2)　清代以後(1645年以後)に印刷されたもののうち、伝本が少なく、稀覯書と認められるもの

(3)　清代以後に印刷されたもののうち、名家の書入れ等により、特に資料的価値があると認められるもの

(4)　清代以後に印刷された図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもので、稀覯書と認められるもの

(5)　朝鮮版

ロ　写本

(1)　明代以前に書写されたもの

(2)　清代以後に書写されたもののうち、伝写本が少なく、稀覯書と認められるもの

(3)　名家自筆の稿本及び書簡の類

(4)　名家手写本のうち、特に資料的価値があると認められるもの

(5)　名家の書入れ等により、特に資料的価値があると認められるもの

(6)　図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもの

(7)　公の記録若しくは公の文書類の原本又はこれに準ずるもので、資料的価値があると認められるもの

3　洋書

(1)　18世紀以前に印刷されたもの

(2)　19世紀以後に印刷されたもののうち、特に資料的価値があると認められるもの

(3)　名家自筆の稿本及び書簡の類

(4)　(3)に掲げるものを除く写本のうち、資料的価値があると認められるもの

(5)　図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもの

4　次に掲げるもののうち、特に芸術的又は資料的価値があると認められるもので、希少なものと認められるもの

(1)　錦絵、版画、双六類

(2)　拓本類

(3)　古地図

(4)　その他の一枚物

II　特殊文庫資料

特殊文庫のうち、特に由緒正しく、一括して厳重に保存し、研究を行う価値があると認められるもの